

横浜商工会議所「平成22年度神奈川県政に関する要望書」の回答

1. 金融・経済危機への緊急的対策の重点実施

(1) 都市・産業基盤等の維持更新のための公共投資の早期実施

【回答】

県営住宅については、平成18年3月に策定した「県営住宅ストック総合活用計画」(2006年～2015年)において、県民の貴重な財産である既存ストックの長期有効活用を基本とし、建替え、改善、維持保全の早期実施に努めています。

また、県が管理する道路においては、今後とも限られた予算の中で、地域特性に応じたメリハリのある維持管理を実施してまいります。

災害時に応急活動の拠点等となる防災上重要建築物については、災害時にその機能が発揮できるよう耐震診断結果を踏まえた「県有施設耐震化事業計画」に基づき、計画的に耐震補強を実施しております。

県立学校の耐震化については、大規模補強が必要な校舎棟を中心に、出来るだけ早期に完了するよう取り組んでおります。

なお、社会教育施設の耐震化につきましても、県立学校の耐震化の状況を勘案しながら、計画的な実施について検討してまいります。

また、老朽化対策については、各施設の状況に応じて効率的、計画的に進めてまいります。

保育所の施設整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金制度により、耐震化のための大規模修繕等についても従来から補助対象とされておりますが、この交付金制度は、平成22年度までの間においては「安心こども基金」による保育所緊急整備事業として実施しているところであり、県としても市町村と連携しながら支援してまいります。

公共施設の更新・レベルアップのための公共投資及び耐震補強工事については、例えば、県立音楽堂につきましては平成20年度に耐震補強工事を実施するなどしており、また、他の施設につきましても毎年度必要な修繕工事を実施するなどしており、今後も、計画的な実施に向け検討を進めてまいります。

(2) 積極的な消費喚起策の実施

【回答】

県では、世界的な金融危機に端を発する経済・雇用情勢の悪化に対応するため、一昨年10月に「神奈川県緊急経済対策本部」を立ち上げ、以来、数次にわたる対策を講じてまいりました。現下の厳しい経済・雇用情勢の中、今後も時機を逸することなく、さらなる雇用不安や、中小企業の資金需要の増大に伴う対応に取り組んでまいります。

なお、市民の消費インセンティブを高めるような諸施策については、具体的な県の事業等の要望等をいただいたうえで、今後検討してまいりたいと考えております。

(3) 政策金融・公的保証の一体的運用強化、審査手続き迅速化

【回答】

国の取組みとなる中小企業向けの保証枠の拡大への働きがけにつきましては、今後の中小企業の業況やセーフティネット別枠保証を適用した県制度融資の「緊急経済対策融資」の利用状況などを見据えて、必要に応じて拡大の要望をしてまいります。なお、中小企業の中でも、信用力が高く、担保による保力が大きな問題とならないと信用保証協会が判断できる場合は、無担保保証の枠（8,000万円）を超えて、有担保での普通保険の枠（2億円）を活用して柔軟に利用できることになっています。

なお、制度融資は、県、金融機関及び保証協会の三者により協調・連携して実施しておりますが、金融機関や保証協会は独立した組織であり、審査体制や審査基準に県が直接的に関与することはできませんが、融資の円滑化については三者が協力し取り組んでまいります。

(4) 雇用対策の充実・強化（介護・福祉・医療・農業等の分野の人材の定着等）

【回答】

農業分野の研修・教育は、県においては神奈川県立かながわ農業アカデミーで行っており、社会ニーズに対応できるよう、短期研修の充実等について検討してまいります。

また、林業においては、樹木などの知識と併せて、森林整備や木材生産などの技術の習得が不可欠であり、このため県では、これまでも森林組合などの林業事業体の職員を対象に、多彩な森林づくりや間伐材の搬出技術など、様々な研修に取り組んでまいりました。

平成 21 年度からは新たに、職種移転などにより林業に就業を希望する人を対象とした研修を加え、様々な技術レベルの研修生に対し、体系的な研修を提供する「かながわ森林塾」をスタートさせ、基礎的な技術力を備えた新規就業者の育成と定着促進に努めております

介護人材の育成については、離転職者等を対象に、職業技術校において、「介護職員基礎研修課程」の修了を目指した6か月のケアワーカーの訓練コースを設置しているほか、一昨年来の雇用情勢の悪化に対応して、ホームヘルパー2級の資格を取得するための緊急特別短期訓練等を実施しております。さらに、平成 22 年度には、新たに介護福祉士を目指すための2年間のコースを民間教育機関に委託して実施する予定でございます。

あわせて、介護福祉士等養成校での資格取得を目指す方への修学資金の貸付制度や、福祉・介護事業所の研修計画に応じた介護補助員の派遣事業などにより、介護分野の人材育成を支援してまいります。

(5) 中小・小規模企業の事業承継支援施策の充実強化

【回答】

経営人材の育成や事業承継については、中小企業団体などからのご要望に応じてセミナーを開催し、後継者の確保、育成など必要なアドバイスや、個別相談を行うほか、国が構築したデータベースを活用したマッチングや専門家派遣による事業承継計画作成などを行ってまいります。

(6) 中堅企業に対する重点的支援

【回答】

中堅企業に対する支援については、具体的な県事業の要望等をいただいた上で、今後検討いたします。

2 . 中期的・構造的な取り組み

(1) 地域の特性を生かした横断型産業育成

街づくり産業の育成

【回答】

都市再開発法による市街地再開発事業は、防災、居住環境、景観等の機能の充実・改善を図り、拠点都市機能の向上を図る上で重要な事業であります。

県としては、非常に厳しい財政状況であります。今後とも地元市町と十分連携を図りながら支援に努めてまいります。

また、県では、県内の産業構造の変化を把握し、新規に成長が期待できる産業分野の発掘を進めるため、平成 22 年度に産業構造分析等調査を実施し、今後の中小企業活性化・産業振興施策の方向性を検討してまいります。

生活向上産業の育成

【回答】

平成 21 年 10 月、国は新たな緊急雇用対策を取りまとめ、介護分野では、今後、高齢化が一層進展する中、介護人材を確保していくことは喫緊の課題として、『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』が創設され、都道府県における積極的な推進が求められております。

そこで、本県では、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、介護事業者等が離職失業者等を雇用し、働きながら介護資格を取得する事業「かながわ介護ひとづくり事業」を創設し、介護事業等を行なう事業者への委託により取り組んでおります。

また、介護職員の処遇改善を図るため、平成 21 年 4 月の介護報酬の 3 %アップ改定に加え、経済危機対策の一環として、一人あたり月額 15000 円程度の賃上げを目的とした介護職員処遇改善等特例交付金事業が創設されています。県としては、これら介護報酬改定や特例措置による改善状況を踏まえ、次期介護報酬改定に向けて、適切な給与水準等に配慮した報酬体系に見直すよう国に要望しております。

加えて、複数の小規模な福祉・介護事業所が共同で採用活動や研修を行う取組みや、介護福祉士等養成校が介護職員向けの研修を行なう取組みを助成することなどにより、採用、育成、研修などの負担が軽減されるよう努めてまいります。

また、介護人材の育成については、離転職者等を対象に、職業技術校において、「介護職員基礎研修課程」の修了を目指した 6 か月のケアワーカーの訓練コースを設置しているほか、一昨年来の雇用情勢の悪化に対応して、ホームヘルパー 2 級の資格を取得するための緊急特別短期

訓練等を実施しております。さらに、平成 22 年度には、新たに介護福祉士を目指すための 2 年間のコースを民間教育機関に委託して実施する予定でございます。

なお、県内各地の労働センター等において、労使の皆様を対象に労働相談や労働情報の提供を行っております。その中で、労働関係法令の改正や賃金水準等の情報提供を随時行うとともに、就業規則の整備等のご相談にもお応えしております。

また、職員が中小企業事業所を訪問し、労働環境改善のための助言や情報提供をする事業も併せて実施しております。

なお、生活向上産業としての育成等については、具体的な県事業の要望等をいただいた上で、今後検討してまいりたいと考えております。

新社会分野創造産業の育成

【回答】

省エネルギーに資する設備の導入資金につきましては、「フロンティア資金(新たな事業展開対策)」の対象としております。

また、新エネルギー等に資する設備の導入資金につきましても、平成 22 年度から「フロンティア資金(地球温暖化対策)」の対象としたところです。

住宅用太陽光発電の普及を拡大するため、住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助を行っており、平成 21 年度に創設した補助制度を一部見直し、平成 22 年度も引き続き各市町村と連携した補助を実施するため所要の措置を講ずることとしました。

ゼロ・カーボン建築物の実現については、国において「住宅・建築物CO₂推進モデル事業」を創設しております。

なお、県としては所管区域(建築主事を置く 12 市を除く区域)における建築物の省エネ措置について、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」に基づき、建築主等に対して適切に指導、助言を行ってまいります。

(2) 地域資源の有効活用による経済活性化の礎づくり

地域ブランドの掘り起こしによる都市観光の推進

【回答】

神奈川県が取り組んでいる「かながわブランディング」事業は、神奈川の持つ多彩な魅力の中から「産業・技術」「地域・人材」「政策」の 3 分野で、「先進力」「協働力」という視点から“かながわらしさ”を選び、「かながわスタイル」として、情報を発信し、神奈川のさらなるイメージアップを図ることにより、県民の方々が誇りをもってくらし、また、内外に誇れる一層の魅力に富んだ地域となるようめざしていくものです。

なかでも、地域の個性や魅力のブランド化は、多彩な魅力に満ちた神奈川の観光イメージの向上につながるものであり、情報発信力の強化と来訪者の増加に資する取組みであると考えております。

県としてはこれまでも、横浜ならではの“ウォーターフロント”を活用した新しい都市型観光の提案として、民間事業者の方々とともに水上タクシーの具体化に取り組むとともに、横浜市、川崎市、立地企業の皆さまと連携し、京浜臨海部の産業集積を活かした産業観光による誘

客に取り組んでまいりましたが、今後のさらなる充実に努めてまいります。

公共施設、有料道路等の利用料減免

【回答】

道路公社が管理する有料道路については、利用促進に向け、回数券の販売や、観光情報を盛り込んだドライブマップの配布などに、取り組んできたところですが、景気低迷や、関連道路ネットワークの整備の遅れなどが要因となって、開通後の利用交通量が計画を下回っている路線があります。

こうしたことから、料金値下げ等は難しい状況ですが、道路公社では、利用促進を図るためのイベントや利用に関するアンケート調査を実施しておりますので、県といたしましても、まずは、そうした取組みに協力してまいります。

博物館・美術館においては、今後も魅力ある展覧会を開催して利用者を増やすことで、地域経済の活性化に寄与するよう努めてまいります。

また、教育局で所管している7つの県立スポーツ施設の内、6施設に指定管理者制度が導入または導入予定となっております。利用料金は、概ね県が管理運営していた際の使用料を踏襲している状況ではございますが、開場日や開場時間については、拡大されており、稼働率を高めるサービスが図られております。

今後につきましても、モニタリング等により指定管理者の管理運営状況について注意を払い、県民の皆様へのサービス向上に努めてまいります。

なお、現在、県民ホール、県立音楽堂、かながわアートホールの利用料金については、施設管理者との共催に該当する事業について減免を行っており、神奈川近代文学館の観覧料金につきましては、文字・活字文化の日には免除するなど集客数の向上に努めております。

また、平成20年度の県民ホール（大ホール）、県立音楽堂、かながわアートホール（ホール）の稼働率は、それぞれ約86.2%、83.0%、85.9%となっておりますが、さらに稼働率を高めるよう努めてまいります。

（3）人々の安心を築くセーフティネット施策の促進

ソフト・ハード一体となった子育て環境の充実

【回答】

保育所入所待機児童への対応については、平成21年3月に「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間の緊急措置として、国からの交付金による「安心こども基金」を設置し、各市町村と連携して、保育所の緊急整備などに取り組んでいるところです。

さらに、平成22年度は、本県の待機児童の特徴を踏まえ、0～2歳の低年齢児の受入れに重点を置いた保育所緊急整備事業を実施してまいります。

また、保育所運営に対する支援については、民間の保育所に対する法定の運営費負担金はもとより、国が定める最低基準を上回る保育士の配置を条件とした県単独の運営費補助を行っており、良質な保育環境を確保するため、引き続き支援してまいります。

なお、企業への助成については、国による各種助成金制度がありますので、県では、各種普及啓発冊子において制度を紹介し、また、労働センター等の職員が行っている中小企業を対象

とした労働環境改善指導をはじめ、ワーク・ライフ・バランス関連のシンポジウムにおいて、県内各事業所への制度の周知・普及啓発に努めているところです。

施設の集約化を通じた教育力の向上

【回答】

施設の集約化を通じた教育力等の向上については、具体的な県の事業等の要望をいただいた上で、今後検討してまいりたいと考えております。

社会不安を防ぐセーフティネット施策の充実

【回答】

神奈川県では、「神奈川県緊急経済対策」の一環として、解雇や雇止めに伴って、それまで入居していた社員寮等から退去を余儀なくされる求職者に対して、当座の住居を確保することにより、安定的な就業機会が確保できるよう国の機関であるハローワークと連携して県営住宅への期限付き入居を実施しました。

また、入居後は、市の福祉部局とも連携し、安定した住居へ転居できるよう支援してまいりました。

今後も引き続き安定した住まいと就業機会が確保できるよう、国、市とも連携してセーフティネット施策の推進に努めてまいります。

なお、住民や経営者の安心を支えるセーフティネット施策の推進を国に働きかけることについては、具体的な国事業についての要望等をいただいた上で、今後検討してまいりたいと考えております。

(4) 次世代社会を創る都市・交通基盤の計画的整備・刷新

環境共生型都市・交通システムの先行的導入

【回答】

県では、都市交通に係る環境負荷の低減などの観点から、本県の交通施策の基本的な方向性を示す「かながわ交通計画」に、自転車や歩行者空間の充実とネットワーク化のほか、公共交通中心の交通システムのネットワーク化などを位置づけております。

都市整備と広域交通基盤の一体的整備・更新

【回答】

首都圏中央連絡自動車道は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの業務核都市をはじめとする各都市を連絡し、都心に集中する業務機能を適切に分散させ、交通渋滞の緩和や地域開発の促進、社会経済活動の活性化などに資する道路です。

県内区間を構成する、さがみ縦貫道路、横浜湘南道路、高速横浜環状南線では、いずれの路線も国や高速道路会社において用地買収や工事などが進められており、平成22年2月には、県内の首都圏中央連絡自動車道として初めて、さがみ縦貫道路の一部区間が開通しました。

これら3路線は、本県の骨格をなす重要な幹線道路であり、引き続き、早期整備を国等の関係機関に働きかけてまいります。

また、県では、県土・都市づくりの基本方向や産業立地の誘導促進をはじめとする交通政策の課題などを踏まえて、本県の交通施策の基本的な方向性を示す「かながわ交通計画」を策定しており、この計画に基づいて、鉄道網や道路網といった広域交通網の整備などを図ることとしております。

あわせて、我が国の国際競争力の強化や利用者の利便性の向上のため、羽田空港における国際線機能の一層の充実や、成田・羽田両空港の一体的運用などを進めるよう、横浜市、川崎市、関係団体等とも連携して、国に対し、強く働きかけてまいります。

京浜臨海部における産業基盤機能の充実

【回答】

京浜臨海部における工場立地法の運用は、同法第15条の4に基づき指定都市である横浜市及び川崎市が所管しておりますので、ご要望については両市に伝えてまいります。

(5) 官民共創による新たな行政サービス市場の創造

公共・公営サービスの民間移譲の推進

【回答】

民間委託においては、業務内容や業務の特殊性を踏まえながら、最適な手法を選択してはいますが、新たな手法につきましても、必要に応じて、研究、検討してまいります。

公共・公益施設、集合住宅における計画的な維持更新の実施

【回答】

いわゆる分譲マンションについては、区分所有者の方々が管理組合等を組織して、自らの判断で適正に管理していくことが基本と考えておりますが、集合住宅という建物形態と区分所有という財産所有の形態ゆえに、合意形成の難しさ、利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなど、その維持管理を行っていく上で多様な課題を有しております。また、今後、建築後相当の年数を経たマンションが急激に増大し、これらを円滑に再生していく必要性も高まることが見込まれております。

こうした課題に対しまして、県といたしましては、これまで国が整備した法律や施策の周知を図るとともに、マンション管理の適正化を図る観点から、(社)かながわ住まい・まちづくり協会が行うマンション管理相談事業に対し支援を行ってきたところです。

しかしながら、マンションをとりまく社会情勢の変化及び今後想定される状況を鑑みますと、従来の施策だけではマンションの適正な維持管理・再生がなされるかどうか不安もことから、県といたしましては、今年度、県の北部地域を対象に分譲マンションの実態調査を実施しているところです。

今後、この調査結果を基に県としてのマンション対策を検討することとしていることから、ご指摘の点につきましては、この検討の項目の一つとさせていただきます。

また、建築物集約化や民活制度の活用による公共施設の建替え、集約化、転用等については、全庁的な問題でありますので、各関係所属と調整を図ってまいります。

なお、建築物集約化のモデルケースの作成については、具体的な県事業の要望等をいただいた上で、今後検討してまいりたいと考えております。

地元産業界の需要につながるような発注・契約形態の見直し

【回答】

入札制度「かながわ方式」では、公共工事の品質確保及びダンピング防止対策として、WTO対象を除く250万円を超える工事案件について最低制限価格制度を導入しております。

この最低制限価格制度については、工事案件毎に施工規模及び施工条件による繁雑性、困難性を考慮した上で最低制限価格率の補正を行い、現場の安全や適正な施工体制を確保できるように設定しており、昨年6月から平成23年3月までの時限的措置として、県内中小企業の厳しい経営状況に配慮し、最低制限価格率の上限を90%へ引き上げるなどの見直しを行ったところ です。

さらに、入札制度「かながわ方式」では、条件付き一般競争入札の参加資格要件として、工事施工箇所を中心とした地元優先の地域要件を設定することとしております。また、過去5年に工事評定点80点以上を取得した「優良工事施工業者」や土木事務所等と災害協定を締結した団体の会員企業である「社会貢献企業」といった地元の中小建設業者を対象とした条件付き一般競争入札も実施しております。

3．商工会議所地域振興事業費補助金の拡充

【回答】

経営指導員が行う地域の中小企業者に対する指導・相談業務等の重要性については十分認識しており、県の施策推進においても、貴団体との連携・協力は不可欠であり、県としても出来る限り支援してまいります。

平成22年度予算については、本県財政が非常事態にありますことから、より効率的・効果的な事業の推進を旨とした見直しを実施しましたことについて、特段のご理解をいただきますようお願いいたします。